

(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校
整備基本計画 (案)

資料編

令和4年3月

土浦市教育委員会

目 次

1. 第2次土浦市教育大綱 平成30年2月	2
2. 土浦市小中一貫教育基本方針 平成30年3月改訂.....	4
3. 各校のグランドデザイン	12
3.1 上大津東小学校（令和3年度）	12
3.2 菅谷小学校（令和3年度）	13
3.3 神立小学校（令和3年度）	14
3.4 土浦第五中学校（令和3年度）	15
3.5 土浦第五中地区小中一貫教育グランドデザイン（令和3年度）	16
4. 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 中間報告【概要】	17
5. 各学校の児童数、学級数について将来予測.....	21
6. 第1回（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会 議事録	24
7. 第2回（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会 議事録	29
8. 上大津公民館運営委員への（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地説明 会 議事録.....	39

1. 第2次土浦市教育大綱 平成30年2月

※現在改訂中のため、改訂後に差し替えとします。

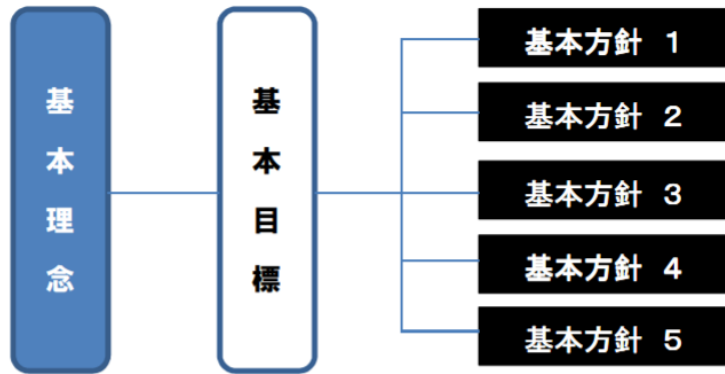
1 大綱策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

2 大綱策定の考え方

本市の教育行政は、土浦市総合計画に基づき、施策の指標と目標値を設定し、各種施策に取り組んでいることから、総合教育会議における協議・調整の結果により、第8次土浦市総合計画基本構想の教育に関する施策の大綱（第4章第2節）を基本として、土浦市教育大綱を定めるものです。

○教育大綱の構成



3 対象期間

平成30年度から平成34年度までの5年間を対象期間とします。

※ 第8次土浦市総合計画の前期基本計画（平成30～34年度）に合わせた期間とするものです。

4 基本理念

『心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり』

5 基本目標

本市では、「心の豊かさとかくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」を理念として教育文化行政を進めています。誰もが心身ともに健やかな生活を送るため、地域社会とのつながりの中で学び、スポーツや文化活動に参加できる、明るさにあふれた、心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりを推進します。

6 基本方針

次の5つの基本方針により本市教育行政の推進に取り組んでいきます。

基本方針1 生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実

学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」と「確かな学力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。主体的な学習態度の醸成や、課題解決能力の獲得、体力づくりの推進を図るとともに、学校施設や学校給食の整備・充実に努めます。

また、就学前教育のさらなる充実を図るとともに、義務教育9年間を見通した継続的かつ一貫性のある教育を展開する小中一貫教育を推進します。

加えて、すべての子どもたちが等しく学べる機会の確保に努め、情報教育環境の変化に対応したICTの活用を推進します。

基本方針2 自己実現を図り、充実した人生を目指す生涯学習の推進

地域において生涯にわたり学ぶことができる環境づくりのため、地区公民館等の生涯学習拠点と学習支援機能の充実を図ります。

また、生涯学習の新たな拠点となる新図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進します。

基本方針3 豊かな人間性を培う青少年の健全育成

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域ぐるみの指導・相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭を支援し、放課後の適切な生活の場を提供するため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実を図ります。

基本方針4 歴史・芸術・文化の薫り高いまちづくり

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、文化芸術活動の振興に努めます。

また、各種イベントの開催による文化芸術活動の推進をはじめとして、文化芸術を楽しむことのできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努めます。

基本方針5 すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、施設の適正な維持管理を図りながら、市民や指導者を対象としたスポーツ教室等の充実に努め、市民スポーツの振興を推進します。

また、健康増進や生きがいづくりを支援するため、参加機会の拡充を進めるとともに、茨城国体、全国障害者スポーツ大会、オリンピック、パラリンピックの開催を契機とした競技スポーツの充実を図ります。

2. 土浦市小中一貫教育基本方針 平成 30 年 3 月改訂

I 小中一貫教育に関する基本理念

1 基本方針策定の趣旨

第 3 次教育振興基本計画（平成 30 年度～平成 34 年度）では、基本的な考え方として、「2030 年以降の社会の変化を見据えた教育課題等への対応」を掲げ、「少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化，技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化，子供の貧困など格差の固定化，地域間格差など地域課題，子供自身や家庭，学校など子供を取り巻く状況変化に対し，教育が大きな役割を果たしていく必要性」が課題であるとしている。

また，基本的な方針として，「課題を抱えた人を含む全ての人に対して，確かな学力，豊かな心，健やかな体など，よりよい人生を送るとともに社会に主体的に関わるための基礎・基本を学校・地域が連携・協働して保障し，自信を持って自らの可能性に挑戦していくことができるようにする」と掲げている。

これを受けて，土浦市では，「第 8 次土浦市総合計画」及び「第 2 次土浦市教育大綱」を定め，「心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり」を掲げ，個性を認め伸ばし合い，創造力豊かで，生きる力，人を思いやる心をもった児童生徒を育成するための教育を展開する。

そのため，土浦市では児童生徒の発達段階を考慮しながら，学びの連続性の中で主体性や創意工夫に努め，小中一貫教育を推進する。ここに，本市の小中一貫教育の目標及び取り組むべき施策の方向を明示する「土浦市小中一貫教育基本方針」を策定することにより，各学校や地域の特色を生かした小中一貫教育の実施を目指すものとする。

このような子供を育成するために，土浦市では小中一貫教育を導入し，学びの連続性の中で，学校が主体性や創意工夫に努め，児童生徒の発達段階を考慮しながら，心豊かに個性を発揮できるたくましい子供の育成を目指すことが重要であると考えた。そして，本市の小中一貫教育の目標及び取り組むべき施策の方向を明示する「土浦市小中一貫教育基本方針」を策定することにより，各学校や地域の特色を生かした小中一貫教育の実施を目指すものとした。

2 基本方針策定に至る背景

(1) 文部科学省の基本方針

平成 17 年の中央教育審議会では，「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」において，新たな義務教育の姿が示された。これを受けて平成 18 年に教育基本法が改正され，義務教育の目的が定められ，続く平成 19 年の学校教育法の改正で，小中共通の目標として義務教育の目標規定が新設された。

その後，学習指導要領（平成 20 年告示）においても，巻末に参考として小中それぞれの学習指導要領の全文が掲載されるなど，学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。小中一貫教育については，自治体や学校現場での取組が 10 数年以上にわたって蓄積され，顕著な成果が明らかになってきた。一方，小学校と中学校が別々の学校制度として設計され

ていることによる様々な限界を超えて、取組を一層高度化させる等の観点から、正式な学校制度として法制化すべきとの要望が寄せられた。

こうしたことを踏まえ、国においては、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27年6月の通常国会で、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月1日に施行された。

(2) 児童生徒を取り巻く環境と課題

平成20年に学習指導要領が改定され、教育内容や学習活動が量的・質的に充実し、小学校と中学校の教員が連携して小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容について長期的な視点に立ったきめ細やかな指導の工夫についての重要性がこれまで以上に増してきた。

一方で、生徒指導面においては、自己肯定感や自尊感情などは、小学校高学年から否定的な回答が多くなったり、不登校や長期欠席についても小学校段階から生じてきた。このような状況を踏まえ、小学校4年生から5年生頃に発達上の段階が存在しているのではないかとの指摘により、従来であれば中学校段階で指導されていたものが、一定程度小学校に導入されるようになった。

これらの課題解決のため、小中学校間のスムーズな連携・接続を重視した系統性のある小中一貫教育が着目され、本市のみならず全国各地で様々な研究や取組みが進められている。

3 基本理念

本市が目指す小中一貫教育は、児童生徒一人一人に確かな学力や豊かな心、健やかな体を保持するとともに、いじめや不適應等を解消し、いっそう充実した学校生活を送ることに寄与することを目指したものである。従来の学校教育の枠組みを堅持しつつ、今までの小学校6年間、中学校3年間のそれぞれの校種の独自の指導計画から、小中学校9年間の一貫した指導方針・指導計画に基づき、系統的・継続的できめ細やかな指導を展開する。

《本市における小中一貫教育の基本理念》

基本理念1 確かな学力の向上のために

- ・ 9年間を見通した系統的な学習指導の充実
(土浦Next Planの活用)
- ・ 小学校高学年の一部教科担任制の導入
- ・ ICTの効果的な活用 等

基本理念2 生きる力の育成のために

- ・ キャリア教育の充実
(人間関係づくり, 社会性・自尊感情・自立等の育成)
- ・ 異年齢交流によるよりよい人間関係の構築 等

理念構築の基盤

職員の資質・指導力の向上により、知徳体のバランスのよい子どもたちを

- ・ 指導方法と指導体制の充実
- ・ 日常的な情報連携・行動連携による指導力の向上 等

家庭・地域の教育力の向上により、土浦の子供たちの健全育成を

- ・ 保護者・地域の方々の学校運営への参画
- ・ 小中学校PTAや地域住民との合同事業や相互交流 等

II 小中一貫教育制度とは

1 小中一貫教育についての定義

小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、義務教育9年間を通じた一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

小学校と中学校は、児童生徒の発達段階に応じて教育活動が異なるため、指導体制や方法などの様々な違いが、学校の文化として積み上げられてきた。このため、単に小学校と中学校を組織として一緒にするだけでは成果を上げることはできない。大切なことは、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、一貫した教育を行うとともに、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めていく必要がある。

2 小中一貫教育校の設置形態

国においては、平成27年6月の通常国会で、改正学校教育法が成立し、関係省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行され、以下の学校の設置が許可された。

(1) 義務教育学校

一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う学校

(2) 小中一貫型小学校・中学校

① 併設型小学校・中学校

既存の学校の基本的な枠組みは残したまま、9年間の教育目標を設定し、系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校で、設置者が同一である学校

② 連携型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す学校で、設置者が異なる学校本市においては、平成30年度に新治学園義務教育学校を開校し、他の全ての中学校区においては、中学校併設型小学校・小学校併設型中学校として、小中一貫教育を完全実施する。

※文科省「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省令の整備に関する省令」平成28年4月1日施行

3 本市の小中一貫校

(1) 義務教育学校

新治学園義務教育学校

(2) 併設型小学校・中学校

小学校併設型中学校	中学校併設型小学校
土浦市立土浦第一中学校（小中一貫校）	土浦市立土浦小学校（小中一貫校） 土浦市立土浦第二小学校（小中一貫校）※
土浦市立土浦第二中学校（小中一貫校）	土浦市立真鍋小学校（小中一貫校）
土浦市立土浦第三中学校（小中一貫校）	土浦市立荒川沖小学校（小中一貫校） 土浦市立中村小学校（小中一貫校） 土浦市立乙戸小学校（小中一貫校） 土浦市立東小学校（小中一貫校）※
土浦市立土浦第四中学校（小中一貫校）	土浦市立下高津小学校（小中一貫校） 土浦市立土浦第二小学校（小中一貫校）※ 土浦市立東小学校（小中一貫校）※
土浦市立土浦第五中学校（小中一貫校）	土浦市立上大津東小学校（小中一貫校） 土浦市立上大津西小学校（小中一貫校） 土浦市立神立小学校（小中一貫校） 土浦市立菅谷小学校（小中一貫校）
土浦市立土浦第六中学校（小中一貫校）	土浦市立大岩田小学校（小中一貫校） 土浦市立右籾小学校（小中一貫校）
土浦市立都和中学校（小中一貫校）	土浦市立都和小学校（小中一貫校） 土浦市立都和南小学校（小中一貫校）

※二つの中学校との小中一貫教育を行う小学校

*土浦第二小学校から、土浦第四中学校と土浦第一中学校に分かれて進学する。また、東小からは、土浦第四中学校と土浦第三中学校に分かれて進学する。よって、土浦第一中学校地区・土浦第三中学校地区・土浦第四中学校地区では、地区間連携も視野に入れて実践することとする。

Ⅲ 本市の小中一貫教育が目指すもの

1 小中一貫教育で目指す児童生徒像

(1) 本市が目指す児童生徒像の設定

本市が目指す「個性を認め伸ばし合い、創造力豊かで、生きる力、人を思いやる心を持った児童生徒の育成」を踏まえ、小中一貫教育を通して、次のように本市が目指す児童生徒像を設定する。

○義務教育を修了する時点で、「自立するために必要とされる基礎基本」を確実に身に付けられる児童生徒

①他者の考えを尊重したり様々な情報を適切に活用したりしながら、自分の考えをもつことができる児童生徒

観点：新聞の社説を読める力、複数の情報を活用する力、根拠のある意見を述べる力等

②目的に合った表現方法で、自分の考えを分かりやすく伝えられる児童生徒

観点：学習スキルの習得、PCを使ったプレゼンテーションができる力、400字程度の意見文が書ける力等

③社会のルールやマナーを尊重し、思いやりのある生き方ができる児童生徒

観点：異年齢集団・人と適切に交流できる力、社会との関わりにより自分の将来について考えることができる力等

(2) 中学校区で目指す学校像、児童生徒像の設定

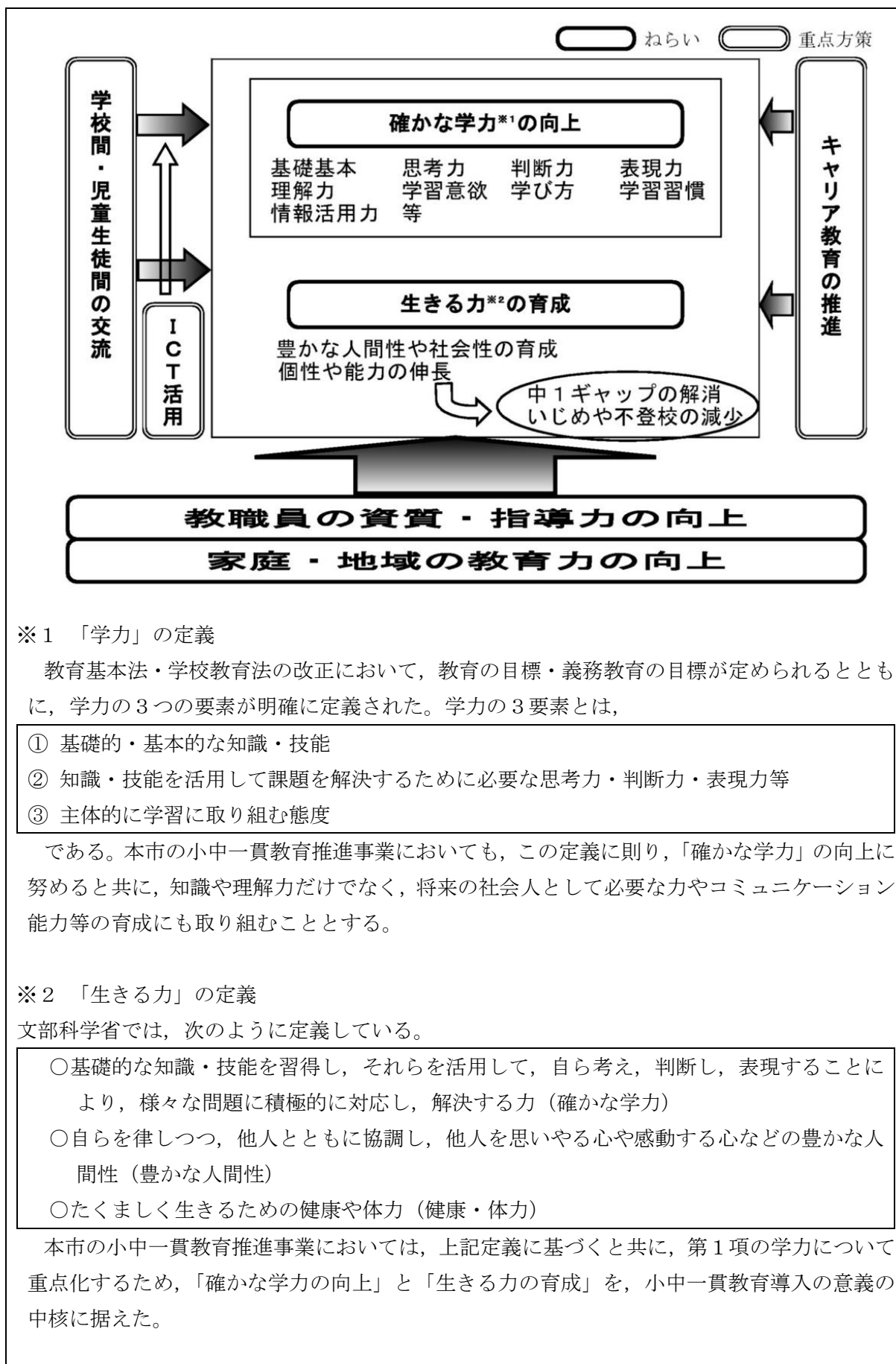
中学校区内にある小学校と中学校がより具体的な目標を加えた中学校区のグランドデザインを作成し、「目指す学校像、児童生徒像」を学校、家庭、地域が共有し、その実現を目指して、校種の違いによる意義を大切にしつつも、義務教育9年間で児童生徒の学びの連続性を保障した教育活動を市内小中学校全校で推進することとする。

また、土浦第一中学校地区、土浦第三中学校地区及び土浦第四中学校地区は更に三地区間の連携を図ることとする。

2 小中一貫教育の意義

子供たちが確かな学力を身につけ、豊かな心や健やかな体を育み、たくましく生きていくことは、学校・家庭・地域の願いである。そこで、義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある教育の場を設定することで、児童生徒一人一人の個性を伸ばす教育の充実を図ることが必要である。また、本市の特色や、各中学校区の地域の特色を生かし、小学校と中学校が一体となって子供たちを育てることが、本市教育の活性化へとつながる。

土浦市においては、下図に示したねらいの実現のため、小中一貫教育を全小中学校で展開することを通して、児童生徒に関わる今日的な課題を解決し、義務教育の目的・目標を実現することを目指している。



※1 「学力」の定義

教育基本法・学校教育法の改正において、教育の目標・義務教育の目標が定められるとともに、学力の3つの要素が明確に定義された。学力の3要素とは、

- ① 基礎的・基本的な知識・技能
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

である。本市の小中一貫教育推進事業においても、この定義に則り、「確かな学力」の向上に努めると共に、知識や理解力だけでなく、将来の社会人として必要な力やコミュニケーション能力等の育成にも取り組むこととする。

※2 「生きる力」の定義

文部科学省では、次のように定義している。

- 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力（確かな学力）
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性（豊かな人間性）
- たくましく生きるための健康や体力（健康・体力）

本市の小中一貫教育推進事業においては、上記定義に基づくと共に、第1項の学力について重点化するため、「確かな学力の向上」と「生きる力の育成」を、小中一貫教育導入の意義の中核に据えた。

3 小中一貫教育のねらいと具体的施策

ねらい	確かな学力の向上	<p>○義務教育9年間を通して系統的に指導したり，小中学校の教師が乗り入れ指導を行ったりすることを通して，確かな学力を育成する。</p> <p>○小学校から段階的に教科担任制を導入することにより，知的好奇心を喚起し，専門的な知識や技能を習得させ，児童生徒一人一人の学力向上を図る。</p> <p>○9年間統一または系統性のある学び方を身に付けさせる。</p> <p>○授業で高めた学習意欲を持続させることにより，家庭での学習習慣を定着させる。</p> <p>○各種メディア（本・新聞・インターネット等）から目的に合った情報を選択し，的確に活用して情報発信ができる能力を高める。</p>
	生きる力の育成	<p>○長いスパンでの継続的・系統的な教育活動を通して，児童生徒の一人一人の興味・関心や学習意欲等を高め，きめ細やかな指導を徹底する。</p> <p>○児童生徒のよさや可能性を認め，引き出すと共に，個性や能力の一層の伸長を図る。</p> <p>○小中学校の教師が一体となって指導を実施し，生活指導上の課題に迅速かつ的確に対応することにより，いじめや不登校の解消を図る。</p> <p>○様々な学習集団を編成したり，学校の創意工夫を生かした教育活動を実施することにより，児童生徒が相互に交流を図りながら学習や生活を行い，豊かな人間性や社会性の育成を図る。</p> <p>○上記のような力を育むことにより，今日的な次の課題の解決につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校1年生の不安の解消（中1ギャップの解消） ・いじめや不登校の解消
	教職員の資質・指導力の向上	<p>○小学校と中学校の教職員が，学習指導面，生徒指導面で情報連携・行動連携することにより，広い視野で教育活動に取り組む。</p> <p>○校内研修及び学校区研修の活性化を促し，指導力・授業力の向上につなげる。</p> <p>○市教委主催で，小中一貫教育の円滑な推進に向けての研修を実施する。</p>
	家庭・地域の教育力の向上	<p>○学校とPTAが連携に努め，子供に身に付けさせたい基本的な生活習慣や学習習慣，食育等の教育課題，ネット犯罪等の子供を取り巻く環境等について保護者に情報を提供し，家庭の教育力の向上のために，継続的な理解啓発活動を推進する。</p> <p>○保護者同士の連携を深めることにより，学校・家庭・地域が一体となった教育環境作りを推進する。</p>

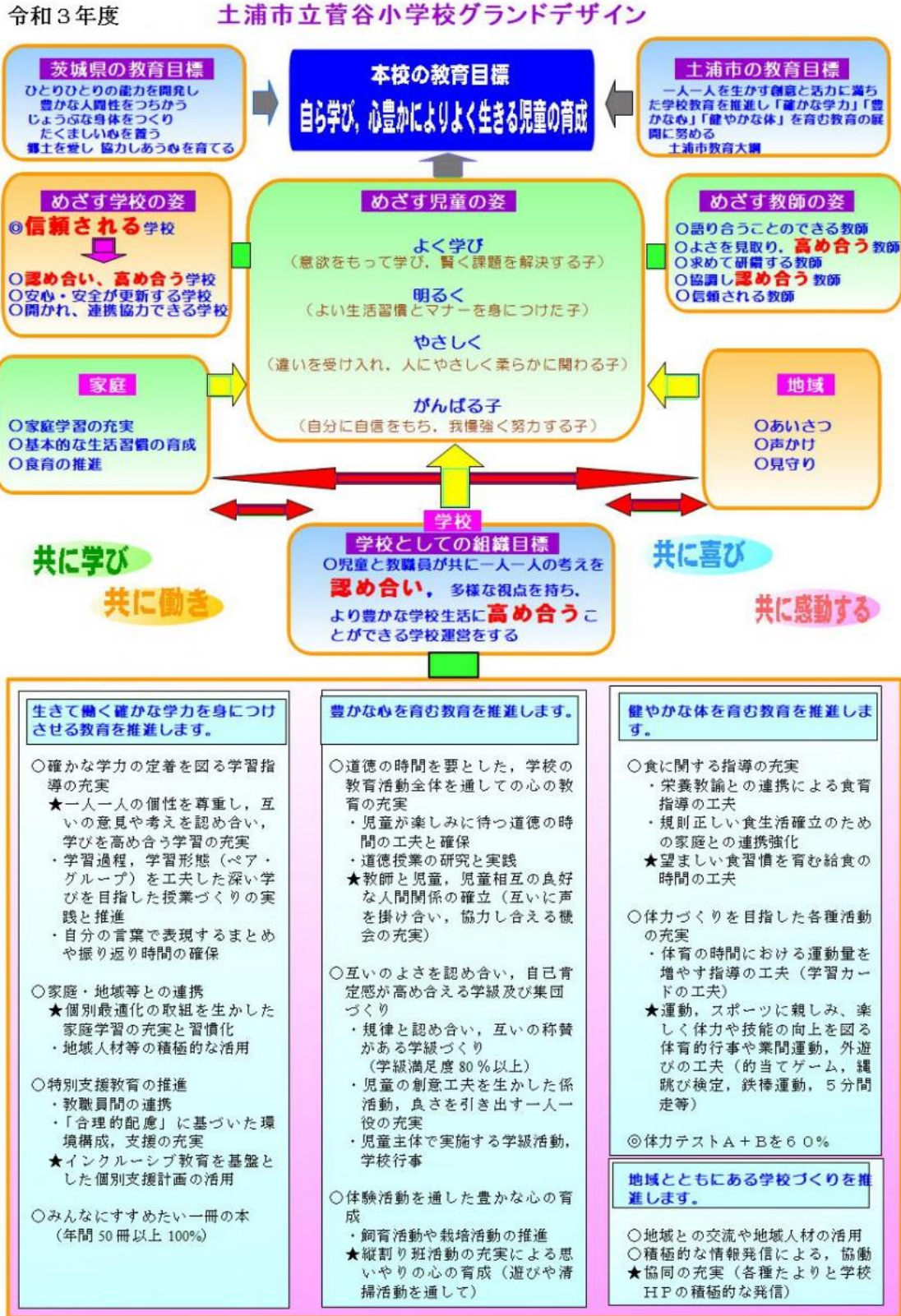
重点 方 策	キャリア教育の推進	<p>○日々の体験活動や様々な集団との交流を通して、基本的な生活習慣や規範意識、社会性を身に付ける。</p> <p>○一人一人の社会的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てる活動に発達段階に応じて取り組む。</p>
	学校間・児童生徒間の交流	<p>○小中一貫教育のねらいを達成するための小中交流・合同行事等を実施することで、体験を通じた「生きる力」の育成に取り組む。</p> <p>○指導力向上や児童生徒理解等の観点で、各学校間での教職員交流を年間計画に位置付けたり、随時行ったりする。</p>
	I C Tの活用	<p>○小中一貫教育においては異なる学校の教師間・児童生徒間の様々な交流が重要であるが、施設分離型の学校間では困難も多い。テレビ会議システムを学校間で活用することにより、物理的な移動の負担を軽減し、小中一貫教育の推進に寄与する。</p> <p>○I C T機器を効果的に取り入れた授業を全職員が日常的に展開することを通して、児童生徒の興味関心の喚起、理解力や表現力の向上に努める。</p>

3. 各校のグランドデザイン

3.1 上大津東小学校（令和3年度）



3.2 菅谷小学校（令和3年度）



3.3 神立小学校（令和3年度）

令和3年度 土浦市立神立小学校グランドデザイン

<p>本県教育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> • ひとりの能力を開発し、豊かな人間性を培う • じょうぶな身体をつくり、たくましい心を養う • 郷土を愛し、協力しあう心を育てる 	<p>本校の学校教育目標</p> <p>自ら学び、心豊かで心身ともにたくましく実践力のある児童の育成（生きる力）</p>	<p>土浦市の教育目標</p> <p>一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校教育を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の展開に努める。</p>
--	---	---

小中一貫教育の目標〈五中地区〉
自ら学び、よりよく生きる力をもつ児童生徒の育成

学校経営方針
○まかせて・ほめて・伸ばす、子どもが主役の学校づくり
○教職員一人一人が能力を発揮し、“チーム神立”として前進する学校づくり

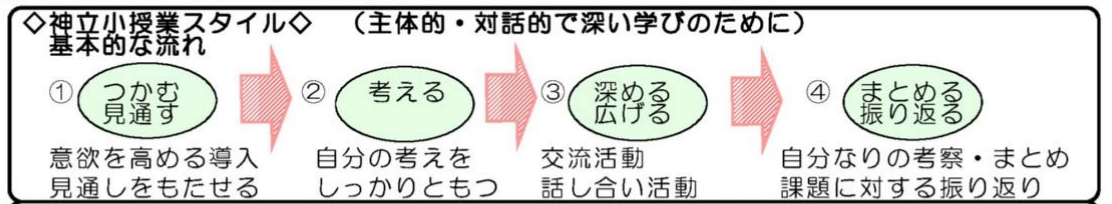
教育スローガン「明日が楽しみ」

<ul style="list-style-type: none"> ① 学習を楽しめる ② 人とのかかわりを楽しめる ③ 挑戦することを楽しめる 	➡	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎・基本と表現力を身につけられる • 自尊感情が育ち、人の心によりそえる • 夢に向かって、努力ができる
--	---	---

《組織目標＝重点目標》

- 自ら考え、学び合いながら、自分を向上させようとする子どもを育てる
- 自己有用感を高め、目標に向け、自ら進んで取り組む子どもを育てる

<p>心豊かな子 明るくあいさつする子 誰とでもなかよくする子</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎自己有用感を育てる授業と学級経営 • 特別活動「話し合い活動」の充実 • 対話や討論を重視した道徳授業 ◎基本的な生活習慣の定着 • あいさつ運動の推進（あいさつは目をみて） • 時と場に応じた言葉遣い ◎子供が安心できる居場所づくり • 人を思いやる心の育成（声かけはやさしく） • スクールカウンセラーの積極的活用 • ロング昼休みの創意工夫 • 縦割り班活動や保幼小・小小・小中連携の充実 ◎組織の力を生かした生活指導 • 校内支援体制の充実（報連相確） • 特別な配慮を要する児童への支援 	<p>自ら学ぶ子 自ら考え進んで学ぶ子 読書を楽しむ子</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎朝の活動の充実 • 立腰の時間の徹底 • 朝自習の充実（14分間集中） ◎ユニバーサルデザインを基盤として「わかる授業」「楽しい授業」の展開（神立小授業スタイル） • 自分の考えをもつ場面や方法を判断・決定する場面等の工夫 • 互いに学び合える場の充実 • ICT機器の積極的な活用 ◎基礎・基本の定着 • 外国籍児童への日本語指導 • 学習規律の徹底 • 誰もがわかりやすい授業展開 • ノート指導の充実 • 生涯読書につながる活動 • 個に応じた家庭学習への配慮 	<p>たくましい子 最後までがんばるたくましい子</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎意欲的に運動に取り組ませる工夫 • 体力づくりの日常化 • 体育カードによる目標設定等 • 目標と達成感を意識した体育行事 ◎命の教育の推進 • 危険回避能力の育成 • 自己管理能力の育成 ◎食育・保健指導の充実 • 栄養教諭の積極的な活用 ◎清掃活動における黙勤の徹底 • みんなのために自分自身と向き合って働く体験（そうじは黙って自分から）
---	--	---



◇子供たちの自慢づくり◇（基本的な生活習慣を身につけさせるために）

あい
○あいさつは目をみて

こ
○声かけはやさしく

そ
○掃除は黙って自分から

「あいこそ」を合い言葉に、「まかせて・ほめて・伸ばす」子供が主役の学校づくり

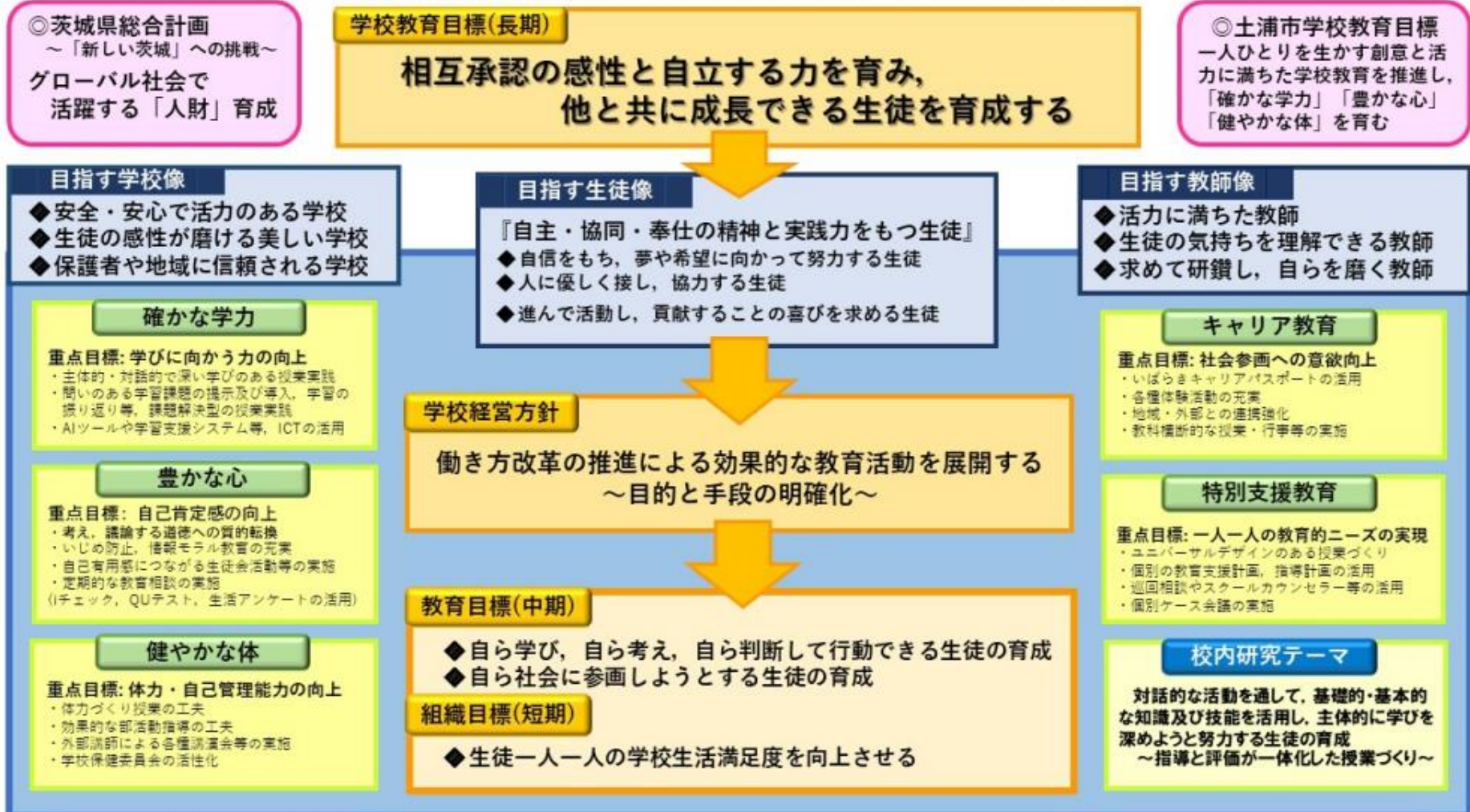
※あたり前のことをきちんとできている子に目を向ける。
5S（すばらしい、すてき、すごい、さすが、その通り）を全員に言う

◇働き方改革◇

- 教職員の意識改革 職員自身が自分と向き合う時間を確保し、日々の生活を豊かに
- 教育課程のスリム化 子供と向き合う時間を確保し、ゆとりを生み出す

3.4 土浦第五中学校（令和3年度）

令和3年度 土浦市立土浦第五中学校 グランドデザイン



3.5 土浦第五中地区小中一貫教育グランドデザイン（令和3年度）

令和3年度 土浦五中地区小中一貫教育グランドデザイン



4. 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 中間報告【概要】

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 中間報告【概要】

～Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体で学びの場として創造する～

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論

第1章 新しい時代の学びの姿

(1) 社会情勢の変化

⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

(2) 「令和の日本型学校教育」の姿

⇒中央教育審議において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討
⇒教育再生会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討

学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

(3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- 新学習指導要領の着実な実施
- 9年間を見通した義務教育の在り方
- 学校における働き方改革の推進
- 地域社会や関係機関等との連携・協働
- GIGAスクール構想、ICTの活用
- 多様な教育的ニーズのある児童生徒
- 少人数による指導体制の整備
- への対応

第2章 学校施設の課題

(1) 新しい時代の学びへの対応の必要性

- ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割
⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識
⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要
- 学びのスタイルの変容への対応
⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に変容していく可能性が拡大

(2) 学校施設の機能面等における現状と課題

- これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況 等

(3) 学校施設の安全面等における現状と課題

- 防災・減災、国土強靱化、耐震対策・老朽化した施設の実態、維持管理 等

(4) 公的ストックの最適化等における現状と課題

- 国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況 等

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという**固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）**をもつ。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）**をもつ。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、**関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する**。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

全ての子どもたちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿

◆ ◆ ◆
「未来思考」をもった上で、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、**これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿**を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『**学び**』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『**生活**』『**共創**』の空間を実現する。

また、学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『**安全**』『**環境**』の確保を実現する。

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、**柔軟で創造的な学習空間を実現**

⇒学習空間を、均質で画一的なものから柔軟で創造的なものに転換
(教室空間の改善・充実に関する創意工夫の例)

- ・1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備 (イメージ①)
- ・多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応 (イメージ②)
- ・ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用 (イメージ③)

⇒読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備 (ラーニングコモンズ)

⇒教職員の教材製作空間 (スタジオ)、コミュニケーション・リフレッシュの場 (ラウンジ) の整備



イメージ①



イメージ②



イメージ③

生活

新しい生活様式を踏まえ、**健やかな学習・生活空間を実現**

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間 (小教室・コーナー、室内への木材利用)
⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創

地域や社会と連携・協働し、**ともに創造する共創空間を実現**

⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
⇒地域活性化等の観点から、他の公共施設等との複合化・共用化等を促進

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全

子どもたちの生命を守り抜く、**安全・安心な教育環境を実現**

⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
⇒避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境

脱炭素社会の実現に貢献する、**持続可能な教育環境を実現**

⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) を推進
⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用 (木造化、室内利用) を推進

新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体で学びの場として創造する
子供たちにとって「明日また行きたい学校」となるために、そこに集う人々にとっても「生き生きと輝く学校」となるために



学び
単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿



学び
学校施設全体を学びの場として捉え、階段状の空間を、ステージやプロジェクタ等を備えた発表・表現の場としていく姿



学び
学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせて読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・commons」としていく姿



学び
製作・編集のためスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿



生活
子供たちの居場所となる小空間・ベンチ等の配置や、木材を活用して温かみと潤いのあるリビング空間としていく姿



生活
断熱性能を高めて空調設備が設置された体育館を、大人数での多様な活動も展開できる大空間として活用していく姿



共創
地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿



共創
他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿

第4章 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の推進方策

新しい時代の学びに対応した学校施設の姿(ビジョン)の実現を図るため、国と学校設置者は、ともに「未来思考」をもって、互いに連携・分担しつつ、一体的に取組を推進していくことが重要

(1) 学校設置者における推進方策

● 長寿命化改修を通じ、新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策を一体的に推進

⇒安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びに対応していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進

(教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備例)

- ・余裕教室活用型 (3教室分を2学級分の学習空間として利用)
- ・改修＋一部増築型 (改修と合わせた一部増築により不足するスペースを確保)
- ・家具配置工夫型 (家具配置の工夫による学習空間を確保、教室と連続した空間の活用)
- ・特別教室コンバージョン型 (教科に捉われない創造的な学びの空間に転換)等

● 首長部局と協働し、中長期視点から計画的・効率的な整備を推進

⇒まちづくり部局や財政部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築
⇒中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進 (将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な他用途への転用、複合化・共用化など)

● 多様な整備手法等も活用し、施設整備と維持管理を着実に推進

⇒PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進

● 学校関係者等の参画により、豊かな学びの環境整備を推進

⇒設計者と学校関係者が参画した施設づくりを促進 (プロポーザル方式の導入促進等)

(2) 国における推進方策

● 学校施設スタンダードの提示

⇒具体的な学校施設の姿(ビジョン)を提示

● 学校施設整備の優先度の可視化と計画的・効率的整備の促進

⇒短期的に対応すべきもの、中長期的なスパンで取り組むべきものを整理
⇒横断的な検討体制を構築した計画的・効率的な整備の推進

● 学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

⇒新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進や学校施設のZEB化推進等のため、国費による十分な財政措置
⇒新時代の学びに対応した国庫補助単価や既存の補助制度の見直し (小規模な教室環境整備、学校施設の複合化へのインセンティブ)

● 学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの構築

⇒具体的な実践につながる整備事例・ノウハウの蓄積・発信
⇒「学校建築アドバイザー」など専門家による相談体制の構築
⇒好事例を着実に横展開するための現場同士のネットワーク化

● 先導的モデル研究を通じた新たな学校施設モデルの提示

⇒具体的・実践的な学校施設モデルを提示

● 学校施設整備指針の改訂

(3) 本協力者会議における継続的な検討事項

引き続き、以下の事項について検討を継続

- ・学校施設スタンダード案
- ・学校施設整備の優先度の考え方の整理
- ・長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備する事例の収集・分析、及びそれを踏まえた適切な財政支援制度の在り方
- ・学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの仕組み
- ・先導的モデルのフォローアップとそれを通じた学校施設モデル案の検討
- ・学校施設整備指針の改訂案

5. 各学校の児童数、学級数について将来予測

上大津東小学校と菅谷小学校及び上大津統合小学校の児童数、学級数について将来予測を行い、今回の整備基本計画の基本的な設計条件として整理を行いました。設計に際しては適時数値を確認しながら検討を行うこととします。

表 5-1 上大津東小学校児童推移予測

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R4年度	児童数	65(3)	66(3)	66(3)	69(4)	66(3)	55(3)	387(19)
	学級数							15(3)
R5年度	児童数	67(3)	67(3)	68(3)	68(3)	71(4)	68(3)	409(19)
	学級数							15(3)
R6年度	児童数	60(3)	69(3)	69(3)	70(4)	70(4)	73(4)	411(21)
	学級数							16(4)
R7年度	児童数	52(2)	62(2)	71(2)	71(2)	71(2)	71(2)	398(12)
	学級数							14(2)
R8年度	児童数	51(2)	54(2)	64(3)	73(3)	72(3)	73(3)	387(16)
	学級数							17(3)

※ () 内は特別支援学級の内数を示します。

表 5-2 菅谷小学校児童推移予測

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R4年度	児童数	21(2)	21(2)	18(2)	25(2)	22(2)	24(2)	131(12)
	学級数							8(2)
R5年度	児童数	23(2)	21(2)	21(2)	18(2)	25(2)	22(2)	130(12)
	学級数							8(2)
R6年度	児童数	19(2)	23(2)	21(2)	21(2)	18(2)	25(2)	127(12)
	学級数							8(2)
R7年度	児童数	27(2)	19(2)	23(2)	21(2)	21(2)	18(2)	129(12)
	学級数							8(2)
R8年度	児童数	14(2)	27(2)	19(2)	23(2)	21(2)	21(2)	125(12)
	学級数							8(2)

※ () 内は特別支援学級の内数を示します。

表 5-3 上大津統合小学校児童推移予測

		計
R9 年度	児童数	498 (20)
	学級数	21 (3)
R10 年度	児童数	491 (20)
	学級数	21 (3)
R11 年度	児童数	483 (19)
	学級数	21 (3)
R12 年度	児童数	478 (19)
	学級数	21 (3)
R13 年度	児童数	466 (19)
	学級数	21 (3)
R14 年度	児童数	466 (19)
	学級数	21 (3)
R15 年度	児童数	468 (19)
	学級数	21 (3)
R16 年度	児童数	463 (19)
	学級数	21 (3)
R17 年度	児童数	456 (19)
	学級数	21 (3)
R18 年度	児童数	448 (18)
	学級数	21 (3)
R19 年度	児童数	441 (17)
	学級数	21 (3)
R20 年度	児童数	434 (17)
	学級数	15 (3)

※ () 内は特別支援学級の内数を示します。

表 5-4 神立小学校児童推移予測

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R4年度	児童数	68	75	59	73	71	55	401
	学級数							13
R5年度	児童数	80	68	75	59	73	71	426
	学級数							14
R6年度	児童数	91	80	68	75	59	73	446
	学級数							15
R7年度	児童数	91	91	80	68	75	59	464
	学級数							16
R8年度	児童数	80	91	91	80	68	75	485
	学級数							17
R9年度	児童数	87	80	91	91	80	68	497
	学級数							17

表 5-5 土浦第五中学校生徒推移予測

		7年	8年	9年	計
R4年度	児童数	146	136	146	428
	学級数				14
R5年度	児童数	136	148	138	422
	学級数				13
R6年度	児童数	163	138	150	451
	学級数				14
R7年度	児童数	173	165	140	478
	学級数				14
R8年度	児童数	150	175	167	492
	学級数				15
R9年度	児童数	171	152	177	500
	学級数				15

6. 第1回（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会 議事録

- 1 日 時 令和3年11月30日(火) 午後7時00分～午後7時34分
- 2 会 場 土浦第五中学校 多目的室1（土浦市手野町3218-1）
- 3 出席委員（委員18名全員が出席）
- 4 教育委員会事務局出席者
入野教育長，望月教育部長，
教育総務課：藤井課長，市村施設係長
指導課：長谷川課長，田上指導係長，
学務課：田中課長，藤田学事係長，瀬古澤主任，田井主幹
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 開校準備協議会委員の紹介
 - 4 教育委員会事務局職員の紹介
 - 5 議事
 - (1) 開校準備協議会の設立について
 - (2) 会長・副会長の選出
 - (3) スケジュールについて
 - 6 報告
候補地の選定について
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 7 会議資料
 - 資料1（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会 委員名簿
 - 資料2（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会について
 - 資料3（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校までのスケジュール（予定）
 - 資料4（仮称）上大津地区統合小学校建設候補地の選定について
- 8 議事録

— 開 会（午後7時開始） —

1 開会

【事務局】

定刻となりましたので、第1回（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会を開会します。

本日の協議会は、「土浦市審議会等の会議の公開に関する要項」に則り、公開します。

それでは、次第に従って進めます。会議次第の2番目「教育長あいさつ」です。入野浩美教育長からごあいさつ申し上げます。

2 教育長あいさつ

【教育長】

- ・大変寒い中、またご多用の中、第1回開校準備協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
- ・ご案内の通り、新しい上大津地区の小学校が令和9年度に開校ということで、現在順調に進めている。
- ・本日は、開校までのスケジュールや学校の候補地について説明させていただく。
- ・委員の皆様には、この準備協議会において、校名や校歌、学校の運営方針、通学路、PTAの組織編成など、盛りだくさんの内容を協議いただく。忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたい。
- ・令和9年度の開校というはずいぶん先のようなのであるが、スケジュールをご覧になるとお分かりのとおり、決めなければならないことも多く、時間があまりない。事務局の方もスムーズに準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

3 開校準備協議会委員の紹介

— 事務局より資料1に沿って委員を紹介—

4 教育委員会事務局職員の紹介

— 事務局より教育委員会事務局出席者を紹介 —

— 資料の確認 —

5 議事（1）開校準備協議会の設立について

【事務局】

今回は本協議会の最初の会議となるため、現在、正副会長が欠員となっている。選出されるまでの間、設置要綱の規定に基づき、入野教育長を議長として議事を進めてまいりたい。

【議長（教育長）】

それでは、正副会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただく。

議事の（1）開校準備協議会の設立について、事務局から説明をお願いします。

— 事務局より資料2に沿って説明 —

〈質疑なし〉

5 議事（2）会長・副会長の選出

【議長（教育長）】

会長・副会長の選出について、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

【委員】

副会長には委員の内諾をいただいています。

【議長（教育長）】

それでは、副会長は委員にお願いします。会長はいかがですか。

【委員】

事務局案はありますか。

【事務局】

事務局案としては、委員にお願いしたいと考えています。

【議長（教育長）】

委員にお願いしたいという事務局案です。皆様いかがでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

【議長（教育長）】

異議なしという声をいただいたので、会長には委員をご指名させていただきたい。

改めて、開校準備協議会の会長として委員が、副会長として委員が選出された。ここから議長の座を委員にお願いしたい。皆様ご協力ありがとうございました。

【事務局】

それでは、正副会長を代表して会長よりごあいさつをお願いします。

【会長】

令和9年度の開校の準備をするということで、皆様のご意見をいただき、より良い学校を作っていきたい。これから長くなると思うが忌憚のないご意見をいただきたい。副会長共々よろしくをお願いします。また、新型コロナは下火になったが、変異株がやってくる可能性があるので、皆様一人一人が注意して感染しないようよろしくお願いします。

【事務局】

ここから議事の進行を会長にお願いしたい。

5 議事（3）スケジュールについて

【議長（会長）】

それでは、議事を進めます。（3）スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

— 事務局より資料3に沿って説明 —

《質疑なし》

6 報告 候補地の選定について

【議長（会長）】

続きまして、6 報告事項 候補地の選定について、事務局からご説明をお願いします。

【議長（会長）】

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

【委員】

道路がある先の買収をすると思うが、そこにある窪地の利用の仕方、考え方を聞かせて欲しい。

【事務局】

配置ゾーニング図をご覧いただきたい。お話があった通り、西側はかなり窪地になっている。こちらはサブグラウンドとして活用したいと考えており、なるべく地形にあった校舎の配置、グラウンドの配置を検討したい。

【議長（会長）】

要するに埋め立てをしないで、地形をそのまま利用して、低いところは低いところで利用するということですね。

【事務局】

その通り。

【委員】

配置ゾーニング図で小学校のエリアの図面があるが、五中を含めて周辺の整備はどうなるのか。西側だけはあがるが、五中側の通路の方は方策があるのか聞きたい。

【事務局】

五中の面積は中学校の規模としては大きいため、そちらを小学校の土地に利用したいと考えている。校舎の北側にプールと駐車場があるが、赤線の所を小学校の敷地として利用し、プールは改修して小学生と中学生が使用できるようにしたいと考えている。

【事務局】

補足すると、今回の設計業務で設計する範囲は小学校の範囲だが、皆様からご意見をいただき、中学校側についても安全性の確保等の要望があった場合は、必要な部署にその旨を伝えて、整理したいと考えている。

【委員】

この図でいう学校の北側は林になっていて、物騒な所がある。そのエリアは境界になっているが何か考えているのか。

【事務局】

小学校用地に接する道路は、基本的には道路課の指導で6 mに拡幅される予定だが、路線として全面が広がるかはこれから検討する。

7 その他

【議長（会長）】

その他として何かありますか。

【事務局】

第2回の協議会のスケジュールについては12月23日木曜日19時から、上大津公民館での開催

を予定している。事務局で進めている施設配置案について説明させていただく。

開催通知は郵送にて各委員に送付させていただく。

【議長（会長）】

全体的に何か皆さんからありますか。

【委員】

20人の委員は必ずどこかの部会に入るという説明があったが、部会は好きな所に入れるのか。

【事務局】

部会は3つあるが、PTAの方はPTAの部会に、先生は学校運営の部会にお願いしたいと考えている。

【委員】

配置ゾーニング図の中に駐車場が2箇所設けてあるが、道路（国道354号）際の駐車場と奥の駐車場に違いはあるのか。

【事務局】

配置ゾーニング図は現時点では一例であり、駐車場の用途はまだ決まっていない。

【事務局】

北側の駐車場は児童クラブの送迎用の保護者駐車場がメインになると思う。

【委員】

スクールバスの発着所はどこになるのか。駐車場のあたりになるのか。

【事務局】

今回の配置ゾーニング図はあくまで一例として提示した。具体的には今後提示する。

8 閉会

【議長（会長）】

そのほかありますか。ご意見なければ、以上を持ちまして第1回の協議会を終了とする。長時間に渡り、ありがとうございました。

— 閉 会（午後7時34分終了） —

7. 第2回（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会 議事録

- 1 日 時 令和3年12月23日(木) 午後7時00分～午後8時00分
- 2 会 場 上大津公民館 集会室（土浦市手野町3252）
- 3 出席委員（委員14名，欠席委員4名）
- 4 教育委員会事務局出席者
望月教育部長，
教育総務課：藤井課長，市村施設係長
指導課：長谷川課長，田上指導係長，
学務課：田中課長，藤田学事係長，瀬古澤主任，田井主幹
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 報告
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 7 会議資料
 - 資料1 （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会 委員名簿
 - 資料2 （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会について
 - 資料3 （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校までのスケジュール（予定）
- 8 議事録

— 開 会（午後7時開始） —

1 開会

【事務局】

第2回（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会を開会します。
本日の協議会は、「土浦市審議会等の会議の公開に関する要項」に基づき，公開します。
それでは早速ですが，会議の開催にあたりまして，会長からごあいさつをお願いします。

2 会長あいさつ

【会長】

- ・寒い中、また暮れも押し迫った中、ご出席いただきましてありがとうございます。
- ・上大津地区は今、レンコンの収穫が一番忙しい時で、人が亡くなっても葬式を出してもらえないほどである。そのような中でお集まりいただきましてありがとうございます。
- ・また、新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきているが、オミクロン株の感染が出ておりこれからどうなるか心配である。感染症対策としては以前のようなことにならないのではと思っている。皆さんも気をつけてほしい。
- ・今は会議も短くということなので、1時間程度で終わらせたい。活発なご意見を期待すると同時に皆さんから貴重なご意見をいただきたい。よろしくお願いします。

3 報告 候補地の選定について

【議長（会長）】

次第に沿って進めます。3 報告（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校の整備について、事務局から説明をお願いします。

— 事務局より資料1に沿って説明 —

— 事務局より資料2・3に沿って説明 —

【議長（会長）】

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

先ほど事務局からの説明にもあったように、詳細が決定しているわけではない。それを考慮してご意見ををお願いします。

【委員】

校舎の中については、実際に使用する子どもたちや先生の立場に立って見たとき、資料にある内容は文書で書いてあるので具体的なイメージが湧かないと思う。子どもたちや先生方が校舎をイメージするときには、例えば新治学園をモデルとして、変えた方がいい所を実際に見た上で感じてもらったほうが良い。また、子どもたちの目線は大人と違って低いので、子どもたちを日頃よく見ている各学校の先生が感じる「子どもたちにとって使い勝手が悪い所」をヒアリング等で上げてもらえれば良いのではないかと。

【事務局】

資料において文章で示しているのは、「設計者が設計をするための資料」として、設計のための条件をまとめている内容となっている。今後、具体的な設計に入る中で、先生方の意見をうかがいながら、施設の具体的な内容を検討していくことになる。その際には改めてご意見をいただきたい。本日の資料は、設計に当たっての条件を示しており、それについて意見をいただきたい。

【委員】

補足として、一つの事例についてお話しする。おおつ野に協同病院ができて、家が近い関係で色々な話を聞いていると、施設として病院を利用する職員や患者の不満をよく耳にする。これを学校に当てはめたとき、建物は立派だが実際には使い勝手が悪いということがないよう、設計の

際には配慮いただきたい。

【事務局】

先ほどいただいた「新治学園の見学」は大変いいご意見なので参考にさせていただきたい。

【事務局】

市内では新治学園が一番新しい校舎になるため、この会議のメンバーで見学に行く機会を設けたい。ただし、新治学園は3年前に開校し、工事が始まったのはその5年前、計画はさらにその前となっており、その間、学校にも変化が起きている。授業についてもタブレットを使った内容に変わってきている。大きく変わったこともあるし、変わらずに使い勝手が良いところもあるので、併せてご覧いただければと思う。

【委員】

資料1の13頁に、新しく作る学校が「ラーニングセンター」の機能を持つとあったが、このようなコンセプトで学校を作っていくと、小学校・中学校・公民館が連携するという、土浦の中でも大変先進的な学校になると思う。ただし、新治学園は義務教育学校であり、一つの敷地内に小学校と中学校があって、児童生徒はお互いに交流しながら、先生方は校舎を行ったり来たりしながらやっているという現状がある。一方、今回考えていく土浦五中と新しい小学校の場合は、施設が完全分離という考え方で進められると思うが、校舎のゾーニングを見ると、義務教育学校のイメージが拭い去れない。プールを中心に小学校と中学校があるという配置で、本当に子供達が落ち着いて学習に取り組めるのか。新しい小学校と中学校を分けて考えるのであれば、線引きをきちんとした方がいいのではないか。

もう一つは、新しい小学校の子どもたちの利便性だけを追い求めていると感じる。例えば手野や神立から自転車で通学してくる中学生は、小学校の手前を、新しく作られる道路を回って駐輪場に行かなければならない。今までは公民館と学校の間の道路を通って学校に入っていたのを、少しだけだが遠回りしなければいけない。道路を外周にして一つの敷地にするのは確かに考えられるが、新治学園のような感じでないものにするのならば、公民館との間の道路は残して、小学校と中学校の線引きをした方がいいのではと思う。敷地の問題もあると思うが、これからその中でどのように配置していくのかということにもつながると思う。

【事務局】

ゾーニングはあくまでも例であり、決定した内容ではない。今後様々な可能性も含めて検討していきたい。

【委員】

中学校の立場で今後検討していただきたいことが5点ある。

・中学生の保護者用送迎スペースの確保

現状、グラウンドの西側、バックネットと公民館との間に砂利の駐車場がある。雨の日は、保護者がこの駐車場に送迎に来るため、40～50台の車が入ってくる状態。ゾーニングの例では、この駐車場がなくなっているが、この場合、駐輪場と体育館の間の方に車が入ってくることになり、登下校の子どもたちの安全が確保できない。中学生の保護者の送迎のスペースを残していただきたい。

・直行職員の駐車場の確保

現状、最大50人の教職員がプールの横に駐車している。プールの共用によりプール横に駐

車できない場合、体育館側に駐車することになるが、その場合は来賓用の駐車場が不足する。

・緊急車両の動線の確保

校舎1階の中央部分に保健室があり、今年度は救急車を5回要請している。その際、公民館側の門から入って校舎に横付けし、グラウンドを横切って正門から出ていくが、五中の校舎の前は土手ようになっており、救急車は切り返しができず戻ることができないので一方通行にしている。公民館側の門がなくなった場合、グラウンドを横切って入ってきても切り返す場所がなく、救急車が戻れなくなってしまう。

・プール裏の外トイレの利用

現状、プールの裏に外トイレがあるが、ゾーニング例のように敷地が小学校に行った場合は、外トイレが無くなり、テニスや野球、サッカー等の部活動を行う生徒のトイレ利用が難しくなる。

・周辺道路の拡幅

五中に向かうための道路の中で、東側の林の中を通ってくる2本の道路は、車1台しか通れない幅になっている。保護者が送迎でこの道路を利用する場合、すれ違えないので一方通行にしなければならない。体育館と林の間の学校東側の外周道路も幅が車両1台しか通れない状態であり、拡幅を検討していただきたい。

【事務局】

駐車場については、現行の公民館の40台分を加え、広く確保する予定である。小学校の駐車場となるが、中学校の来賓が使えないわけではない。よく整理して不足のないように対応したい。

緊急車両の出入口については、駐車場から中学校校舎の南側に回るような動線の確保は可能だと考える。ゾーニングはあくまでも例であるが、どのような場合でも救急車の動線は確保したい。

プール横の先生の駐車場については、現状を変更する予定はない。

プール横のトイレについては、共用なので今まで通り使えるようになる。

道路の幅員については、ゾーニング例の五中の東側、三角印の所に門がある。門の右側の道路は、市の方で平成27年度から拡幅工事が計画されているが、境界立会いが成立しておらず、実施できない状態である。境界立会いさえ整えば実施したいということである。

【委員】

先生の駐車場は今まで通り使用できるということだが、先ほどの委員のお話は、入口が変わることで、生徒の動線とかぶってくるということ。学校の入口が少なくなると、保護者の車と中学生の自転車通学と小学生の登校が一度に学校に入ってくることになり、危なくなる。それに配慮して計画していただきたい。

【事務局】

ゾーニング例1の図面で説明すると、南西側に「正門」、「児童動線」とある。これは小学校用として記載しているが、自転車が通れないということではない。自転車と歩行者の両方が通ることができる幅を確保することができると考えている。これまでとはルートが変わるが、正門から五中のプールの前まで、同じような距離で通行できると考えている。

【委員】

それは、小学生と中学生が、歩行者と自転車が一緒に入るということか。

【事務局】

入ることも可能だということであり、そのうえで通学路については今後検討する。

【委員】

その点は注意していただきたい。どちらにもできるとなると危ないことになってしまう。ある程度こうした方が良いというプランを立てていただきたい。

【事務局】

実際に子どもたちを指導いただいている中で先生方のご意見もあると思うので、我々の方でもできる限り反映させていきたい。入口が複数あった方が、動線が重ならなくていいというご意見だと思うが、その動線で新たに入口を考える必要があるかどうか、改めて具体的にご意見いただきたい。

【委員】

図面や配置はいつ決まるのか。

【事務局】

設計については、令和4、5、6年度の3年かけて作成し、その中で具体的な配置を決める。

【事務局】

大きな方向性は、今回の会議でお見せしている基本計画の中でお示しする。この基本計画は3月にはパブリック・コメントにかけて、市民の方々からの様々な意見をいただいたうえで策定する。基本計画はざっくりとした形になるが、子どもたちの安全確保は大事なことなので早い段階でご指摘いただければ我々としてもありがたい。

【議長（会長）】

これが本決まりということではなく、これから決めていくということなので、様々なご意見をお出しいただければと思う。

【委員】

この協議会の設置前の適正配置の検討の中で、中学校の課題として、イベント開催時に学校の向かいの商店の裏にある農耕地を駐車場として利用している件が上がったと思う。この課題に対して、何か対応されているのか。小学校が隣接になれば同じことになるが、体育祭や卒業式等のイベントがあると、かなりの人数が来る。

【事務局】

学校の敷地面積については、文部科学省が学級数から基準面積を示しており、イベント時の面積を考慮して購入することは難しい。学校は本来の使い方に必要な部分のみの面積となり、イベント等で臨時に必要な面積については、今までどおり民地を一時的に借用する等の対応が必要となる。

【委員】

以前、イベント時にグラウンドに保護者の車を乗り入れたことがある。その際グラウンドが荒れたため、グラウンドを使えなくなった。この農耕地は、好意で貸していると思うがいつまでも借りられるわけではない。学校の敷地が二つあって、中学校のイベントがあるときは小学校を使わせてもらうとか、そのような配慮もできるのではないか。

次に、プールの件だが、土地が無いと言われる中で、プールが残されている。これを改修して使うということだが、新治学園にはプールがない。新治学園は500人規模、今回の小学校は統

合して1,000人弱になるが、新治学園と比べてプールの利用率が上がったとしても、使う期間は限られる。それならば、新治学園と同じように、プールを実施するときにバスを運行し、外部に委託するという手もあるのではないか。維持管理費を考えると、改修してプールを使うというのはいかなるものか。プールをなくして空いた土地を有効利用し、他の用途に利用できないか。

また、今回の学校が新治学園とは異なる「分離型」ということであれば、明確な敷地の境界を設ける必要があるのではないか。新治学園は学校長が1人だが、今回の学校では小学校と中学校の2人いることになる。学校長間で意見が食い違ったときに揉めるのではないか。ある程度の境界、例えばフェンス等を設けて分けないと、責任の所在が判断できなくなるのではないか。また、小学生には境界がわからず、行くなと言っても中学校の校舎に行ってしまう可能性がある。

【事務局】

境界については、今後検討してまいりたい。

プールについては、小学校と中学校で共用可能か否かをこれから先生方と検討していきたい。それで足りないということであれば、民間利用も検討したい。

【委員】

足りないということではなく、プールを撤去して、空いた土地を有効利用し、プールはバスで外部に行ってはどうかという提案である。

【事務局】

ご提案は方法の一つだと思う。新治学園については、開校準備協議会の中で、プールの老朽化がひどく、この当時はプールの利用が少ないという状況が示され、民間のスポーツクラブで請け負っていただける見通しがあったため民間施設の利用に転換した。しかし、実際には民間施設でも学校側の希望を全て受け入れられる状況にはないことから、どの学校も全て民間施設を活用するという考えには至っていない。例えば、荒川沖方面ではスポーツクラブ施設があるので、場所によっては今後も出てくるかと思うが、今回、五中について考えたところ、新治学園と比べると児童生徒数が倍近いことから、中学校のプールを共用しながら使用するのがベターというのが現時点での考え。ご意見いただいたようにプールをなくして他の用途にする考え方もあると思うが、具体的にはこれから検討する内容である。

【委員】

上大津東小では、プールが古く、2年前に壊れて使えなくなった事例があった。その後コロナになってプールが全く使えなくなった。プールについては、改修することに反対ではなく、改修のやり方が問題だと思う。小学生と中学生がうまく共用できる改修が本当にできるのか。半分の深さを変えろという方法があるが、簡単にはいかないのではないか。中に仕切りを埋めるとなると、前に事故もあったと思う。改修は限られたスペースの中で行うので、難しいのではないか。作り直すという意味では方法が別だが、いかんせんお金がかかることである。

【事務局】

プールの改修については、今回の資料に盛り込んでいるので、説明させます。

【事務局】

—資料1 16頁 「4.3.1 土浦第五中学校のプールの共有化」について説明—
メリットデメリットを考慮すると4の段差設置が有力である。

【議長（会長）】

そのほか、ご意見ありますか。

【委員】

新しい学校の体育館にエアコンが付くのか明確に書かれていないようだが、どのような方向にあるのか。教室に付けていただいて非常にありがたい。やはり将来的には体育館にも付けていただければと思う。他の小学校や中学校で体育館にエアコンが付いているという所は聞いたことがない。ぜひ新しい学校には先頭を切って付けていただきたい。

【事務局】

学校の体育館については、避難所としての機能、また、子どもたちの授業で利用する場合にも、これだけ暑い夏になると必要ではないかという議論が以前からある。全国的に見ても整備が進んでいないのは、ランニングコストがかなり高いということがある。国の方でも整備費の支援等を考えているが、いまだ整っていないため、進まないのが現状である。これから状況が変わって行くと思うので、情報を入れながら検討していきたい。経費の問題が大変大きい。

【委員】

市のレベルというよりは、国が動かないと付かないということか。

【事務局】

ただ、全く改善できないということではなく、扇風機や冷風機を外から持って来て使うという方法もある。真夏に避難所を開設する場合、連携が取れる事業者と契約を結んでいる。同様な方法も考えとしてはあるが、現時点では、設備を置くという考えが確実というわけではない。いただいたご意見を踏まえて、検討させていただきたい。

【委員】

ゾーニング例2について、小学校と中学校の校舎配置という観点でみると、小学校校舎の南側が教室になった場合、授業中に外のプール授業が気になる児童が出てくると思う。また、少し目を上げると、中学校の校舎が見える。五中では落ち着いて生徒を育てていただいていると思うが、年によってはいろいろなお子さんが出てくる。本当は異年齢で様々な活動しながら育っていくのが大事だと思うが、仮に、昔よくあったような駐輪場で煙草を吸っているというような場面を見てしまう可能性もある。やはり、校舎を並べるときは、小学校の前面には何もない空間を置いていただけると児童も学習に身が入るのではないかと思う。校舎配置については、ゾーニング例1の配置で検討いただけるとありがたい。例1ではグラウンドが手狭になり、サブグラウンドが低くなってしまいが、高低差を生かして配置するということでも可能ではないかと思う。これから設計していく中で、ぜひ児童の学習環境という面で、落ち着いて学習に取り組めるようご配慮いただきたい。

【事務局】

いただいたご意見を踏まえて、設計に反映させたい。

【委員】

資料1の12頁「計画コンセプト案」④について、「中学校と隣接した特徴を活かし、効果的な小中一貫教育ができる」とある。施設分離型の小中一貫と考えたときに、新しい学校と五中は隣接していいかもしれないが、五中地区には神立小もある。神立小も含めると、分離型の小中一貫という意味ではここに記載されているほど簡単ではなく、文言が引かかる。

【事務局】

今回整備する新しい小学校についてのコンセプトであるため、このような書き方になっている。五中と関連する小学校全体をみると、確かにご意見のとおりだと思うが、今回整備する小学校については、一貫教育がしやすい環境という趣旨でこのような記載となっている。

【委員】

資料2の2頁「諸室の機能検討」の普通教室について、現在はタブレットを使っており、新治学園の時と状況が違っているというのは現場でも感じている。計画では、新JIS規格の机の大きさを考慮して、1m幅広になるということだが、実際、本校では第6学年は40名の児童がおり、普通教室が手狭のため、廊下部分も含めて大きな音楽室を教室として使用している。それでもタブレットを手元に置いて使う場合は、児童は机の横に置いたランドセルからタブレットを出して使っている。そのほか、いろいろな教材等を教室内に置くことができず、別の教室に取りに行っている現状を考えると、収納ロッカーを広くとっていただければ大変ありがたい。

【事務局】

ご意見として頂戴し、検討させていただく。

【委員】

資料1の12頁「メインコンセプト」について、施設とは外れるかもしれないが、①「安心安全な学校づくり」にスクールバスとあり、掲げている以上、何らかのガイドラインがあると思う。土浦市の通学バスの運行の基本方針があるが、原則として学校と自宅の距離が直線距離で2km以上となる児童を対象としている。これにはただし書きがあり、通学の安全上教育長が通学バスを利用すべきと判断した児童は、2km未満であっても通学バスに乗車できるとある。これをなぜ私が出したかという、統合校は7割強が上大津東小の児童となり、昨年来、死亡事故2件を含む事故が起きている国道354号線バイパスを横断しなければ学校に登校できない。ここの安全に関してどのように考えているのか。基本方針を杓子定規にとると、2kmで線を引いて、その外側はバス、内側は徒歩となると思うが、特に国道354号線バイパスの横断が危険という認識を持っていただき、上大津東小地区全員をバス通学にするようお願いしたい。都和小と比較した場合、国道125号線には歩道橋があり、それを渡って小学校に行くことができるが、新しい小学校に行くための歩道橋はない。新しい小学校ができれば、上大津東小学区の歩行者300人、自転車通学の生徒150台が通ることになるが、現在でも、7時半から8時少し前になると、150台の自転車通学の生徒が信号待ちでいっぱいになり、立哨する中で危険性を感じている。道路も轍ができて非常に危ない。特に朝の通勤時間帯は渋滞が発生し、事故により、信号の間隔を長くしたことで渋滞を招いている。市民生活を考えると、国道354号線バイパスを利用される方は、多くが協同病院関係で、7時頃から車が多くなり、通学の時間帯は渋滞している。動線を変えても横断することには変わらないため、児童と自転車の合流は避けられない。この話は、学校適正配置の検討時から出ていると思う。これから話を詰めることは結構だが、時間がかかることならば早めに決断しないと地域住民は安心できない。上大津東小の児童だけの話ではなく、菅谷から来る児童にとっては新しい道路から先の道路は非常に危険で、自転車で転ぶ生徒がいる。近いからといって徒歩での登校にすると、自転車通学与歩行者が分離できていないため、十字路から五中に至るまでの間が非常に危険である。冬場は凍結するし、過去には路肩が崩れて補修工事をやっていたこともある。統合校は、菅谷、上大津東、旧上大津西から登校してくるが、旧上大津西

小学区の児童は国道の歩道を通さず、裏道を通すということも全体の安全を考えていただきたい。答えを求めているのではない。いろいろな諸事情が適正配置の検討委員会の段階から出ている中で、これから具体化しようというときに、ある程度腹を決めていただかないと進まないと思っている。

【事務局】

通学路の安全対策については、教育委員会としても非常に重要な検討事項と認識している。既に地区の皆様から国道354号線の横断についてご意見をいただいている。警察及び県土木事務所等、関係機関との連携や市民の実情、交通状況など様々な条件を踏まえ、可能な限り対応策を検討したい。そのためにも多くのご意見をいただきたい。また、通学バスの運行方針については、確かに学校を中心として直線2km以内でバスを運行するということを原則としているが、安全のため、教育長が認めた場合はそれに限ることなくバスでの通学を許可している。具体的な協議については、今後進めていきたい。市だけでは困難な事例もあるので、地域の皆様にもご協力いただきたい。

【議長（会長）】

時間も迫っているのでこの辺で締めたい。また次の機会もあるので、ぜひご意見を出していただきたい。

7 その他

【議長（会長）】

その他として何かありますか。

【事務局】

資料に添付している FAX 送信票を活用いただき、気付いた点等ありましたら、ご意見を教育総務課まで頂戴したい。また、FAX 用紙に限らず、Eメール等でも受付可能。意見募集の期限は、1月7日（金）までとしている。

【委員】

期限を設ける理由は何か。次の会議のためか。

【事務局】

年度内に計画をまとめることとなっているが、皆様のご意見を計画に反映させるためには、早めにご意見をいただく必要があり、期限を設けている。

【委員】

今発言した内容と別のことを書いてもいいのか。

【事務局】

施設整備に関してお願いしたい。

【事務局】

ご意見はいついただいても結構です。ただし、この計画をまとめるため、今日の資料の内容については、1月7日（金）で一度区切らせていただきたい。これから先、様々なことが出てくるので、いつでもご意見を頂戴できればと考えている。

【事務局】

第3回の協議会は2月10日木曜日を予定している。今回と同じ上大津公民館で19時から開

催を予定している。次回は学校整備の基本計画最終案について、皆様にご報告させていただく。
開催通知は郵送にて各委員に送付させていただく。

8 閉会

【議長（会長）】

以上を持ちまして第2回の協議会を終了とする。長時間に渡り、ありがとうございました。

— 閉 会（午後8時00分終了） —

8. 上大津公民館運営委員への（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地説明会 議事録

【日時】令和3年12月23日（木）午後13時30分～14時30分

【場所】上大津公民館集会室

【出席者】上大津公民館運営委員22名（内1名代理出席）

土浦市教育委員会望月部長

〃 教育委員会教育総務課藤井課長・市村係長・中村主任・田中主任

〃 教育委員会学務課田中課長・田井主幹

〃 教育委員会生涯学習課佐賀課長・大塚課長補佐

〃 市長公室政策企画課佐々木課長

〃 市民生活部市民活動課五来課長・大竹係長

【議事録】

候補地の選定及び今後のスケジュールについて（資料1）

資料「（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の選定等について」に沿って選定理由、選定箇所位置、開校までの主なスケジュール、上大津地区統合小学校開校準備協議会の設立について説明

2 上大津公民館の在り方について（資料2）

候補地に上大津公民館の敷地が隣接することから、今後の在り方について皆様のご意見をいただきたいと思っております。市全体の施設について計画している公共施設等総合管理計画においては、今後人口減少が見込まれることから、施設の複合化・集約化を検討することになっております。このような中、上大津公民館については、新しい小学校と複合化する案も考えております。学校施設と公民館との複合化については、学習環境の高機能化や地域のコミュニティの拠点になるなど、効果が期待されるとともに、公民館を単独で整備するより安価で整備できる利点もございました。担当のほうから説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

教育委員会では、現在、（仮称）上大津統合小学校整備基本計画を策定しておりまして、東京工業大学の齋尾先生にアドバイザーとして参画いただき、計画策定を進めております。

（資料2の表の説明）

ゾーニング図の例1のほうが公民館の複合化の例になっております。この場合には中学校のグラウンドとの連携がとりやすく、公民館を利用する際は、駐車場からの距離も近い配置が可能であるという配置の一例でございます。

実際の設計については、先ほどのスケジュールにありまして令和4年度以降となりますので、仮に配置した場合にはこのような配置も可能という資料です。

ゾーニング図例2のほうが公民館をそのまま残した場合の配置の例となります。国道354に面した場所にそのまま公民館が残りますので、中学校のグラウンドと接する面積が減る、それから校舎が中学校の校舎とは並ばない形になることが想定される図となっております。

3 質疑応答

- Q. 斜面となっていて、かなり起伏がある。ゾーニング例が土形に適合しているのかなと感じた。計算はされているのか。また、廃校は耐震工事をしているはずだが、老朽化しているのか。
- A. 自然な地形を生かした配置とすることを検討しています。仮に複合化する場合は、この公民館の敷地を含めて北側の畑地までの平坦なところがグラウンドとなり、そこから高低差が発生するのですが境目となるところに校舎および体育館棟を整備しまして、低いところは多少盛土及び地盤改良等をしてサブグラウンドとして適切な環境を整備して、高いグラウンドと低いグラウンドというものを計画しています。なるべく支出を抑えながら環境のよい学校を整備できるのではというのが今回のゾーニング図1の意図です。地盤がゆるいことについては、最近整備した市営斎場や市消防本部のどちらも田んぼだった土地を地盤改良して、何十トンもあるはしご車が載っても全く沈まないような地盤を整備して現在でも沈下することなく活用できていますので、技術的に解決できると思っております。また、廃校等の耐震補強はしておりますが、老朽化対策をしているわけではありませんので対策は必要になります。
- Q. それは現地を見て専門家の意見も聞き取りされた上での話ですか、それとも教育委員会だけの見解ですか。
- A. 地質調査を発注し、地盤の強度及び性質を実際に調査しますので、専門家の知識のある設計事務所にグラウンドとして最適な環境を整備するような改良を設計してもらうことになります。
- Q. 敷地面積はどのくらいですか。それと公民館については市でも予算はかなり厳しい中でしょから、新しい小学校との複合化で良いのではないかと私は考えます。
- A. 面積につきましてはこれから測量することになっておりますが、文科省の補助基準に基づく敷地面積については小学校部分だけでおよそ2万5千平方メートルになります。隣接している第五中学校の敷地は文科省の補助基準を超過しておりまして、一部小学校への敷地に加えて面積を確保する計画です。
- Q. 公民館を一体化した場合、内と外で共有部がでてきますが、上大津公民館の現状の使い方から屋外での活動についてどのように考えていますか。
- A. 上大津公民館の外で活動できる場所という公民館の駐車場またはグラウンドとなるかと思えます。学校と公民館を運営する側との話合いで利用していくことになると思われま。現時点での事務局側の駐車場の考え方としては、学校優先エリアと公民館優先エリアを設けて、現在の公民館駐車場は40台ほどあるのですが、優先エリアとして配置を検討しております。公民館運営上ということで、現状の利用と同じように学校と複合化された場合使えるのかことをご心配されているのかと思いますが、共用できる可能性のある施設として、調理をする場所、工作をする場所、そういったものが学校で使っていない時間にお互い融通しあえるようなことについては共有できないか、そういったところを検討しながら来年度以降お話しを伺いながら進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

Q. 体育館の一部に公民館があって児童クラブがあるという設計なのでしょうか。

A. イメージが合うかわかりませんが、神立小は、2階が体育館、1階は特別教室となっています。上大津統合小学校は、1階が児童クラブと公民館、2階は社会体育でも利用が見込まれる体育館など、1階と2階が同じ面積になるかも含めて来年度以降の設計で検討していきます。

Q. 校舎は何階建てですか。

A. まだ設計が始まっていませんが、2階、3階、4階のいずれかになると想定しています。

Q. 資料には公民館にエレベーターの記載があったが、体育館が2階で1階が公民館であるのであれば、エレベーターはいらないのではないですか。

A. 公民館の配置はあくまでも例です。いずれにしてもバリアフリー法が施行されておりますので、2階建て以上の建物にはエレベーターを設置する予定です。

Q. 公民館の在り方ということであれば、もう少し具体的な内容がわかる資料が必要ではないか。

A. 資料が不足していると感じたということについては申し訳なく存じます。現時点では、統合小学校を建設することについて検討をしております、その際に学校を整備するだけでよいのか、公民館も併せて整備必要があるのかというところを今回は意見をいただきたいと考えております。今後実際に設計が始まりましたら、より具体的な資料が出せると思いますのでその際はまたご意見等いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

Q. 公民館の在り方について、複合化という考えをお示しいただき感心しているところです。学校との連携というところをみると、コンセプトの良さというのは私も納得できるものがあります。ただし、構造的な部分で考えていくと、ここ数年は門扉を必ず施錠しなさい、それから不審な人が入らないようにしてくださいというようなことで学校も運営しているわけですが、この共用になった場合に先ほどの説明では学校のなかで空いている時間にいろんな施設を使うとお話しもありましたが、安全性というかエレベーターを使って学校部分に行きやすくなってしまいうという問題も出てくる可能性もございますので、そういうことにはこれからご配慮願えればと思っております。限られた土地のなかで造るわけですから、公民館と小学校の配置が別々だというようなことは避けて、できるだけ子供たちのために広く活用できるような設計をお願いできればというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

A. 公民館と小学校のセキュリティについてはこういう複合化の事例が全国的に増えておりますので、来年からの設計の中で検討いたしまして対策を進めて参りたいと思っております。

Q. 公民館を残すのか、小学校に複合化するのどちらがいいかをみんなに聞いて先に決めないから意図しない部分の質問や意見が出てしまうのでは。

A. 今日初めてこの資料をご覧いただいております。なかなか皆さんの方に賛成か反対かという風に問いかけるのも難しい部分たくさんあるかなと思います。この場で決を採るということではありません。皆様の意見を参考にさせていただき、基本的な方向付けをしていく予定になっ

ております。その結果につきましては皆さんの方にきちっと報告させていただきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

Q. 皆さんの意見だとか質問を一覧にしてまとめたものを次回の会議等までに文書でみんなに配布してほしい。

A. そのように対応したいと思います。

Q. 私としてはゾーニング図も出ていますが、複合化にはどちらかというとな賛成です。ちなみに義務教育学校と統合小学校との違いは何ですか。

A. 義務教育学校については、小学校1年生から中学校9年生まで連続して同じ体制で教育をする施設一体型の学校でございます。今回新たにつくる統合小学校は、小中一貫教育について当然市内全般すべての学校と同様なのですが小学校は小学校、中学校は中学校と施設を別々にわけた学校ということで設置を考えております。

Q. 義務教育学校は校長1人で副校長1人、統合小学校になると小学校に校長1人、中学校に校長1人ということですか。

A. おっしゃるとおりです。各小学校中学校に校長は1人いらっしゃいます。

Q. 皆さんいろいろ細かいところも知りたいと思っていますので、できるだけこういうことを早く報告してほしい。コロナ禍ですから、できるだけ速やかにやってほしいと思います。

A. 承知しました。

Q. 廃校になった学校は避難所になっているかと思うが、防災から見たときに廃校したところは今後どうようになるのでしょうか。

A. 市内の小中学校の体育館は、旧斗利出小学校を除きすべて避難所となっております。耐震性がある校舎も避難所となっております。跡地利用を考える場合、当然避難所として残しつつということを検討しているところでございます。避難想定人数を見ながら検討することになると思います。

Q. 土浦市では小中一貫教育というのは出来上がっていますが、これと適正配置の小中の統廃合の話が分かりにくいのでは。

A. 土浦市では、全市内で小中一貫教育を進めておりまして、新治地区は施設一体型の義務教育学校となっております。こちらの五中と新しい統合校については神立小学校もありますので、義務教育学校にはなりませんけれども、候補地が中学校のすぐ隣ということで小中一貫教育が効果的にできると、子供たちの教育にとってもいい環境になるという事で、すぐ隣の土地を新しい小学校の候補地としております。統廃合と同時にそういった形を作ったということで、統廃合の問題と小中一貫教校の問題が分かりにくくなっているということは確かにあると思います。しかし、統廃合が必要となったこのタイミングでより新しい学校の子供たちが充実した環境になるようにということで、教育委員会としましては中学校と離れたところに作るのでは

なくて、隣り合わせの学校でそれぞれ教育的な相乗効果が見込まれるということで計画しているものでございますので、その辺についてはよくご理解いただけるように今後も説明をしていきたいと思っております。

4 その他

後から気づいた点等についてもご意見いただけるよう、本日資料の最後のページに FAX 送信表の用紙を添付してあります。説明会後でもご意見等ございましたら FAX 送信表に記入のうえ教育総務課まで送信いただければ幸いです。また E メール等でも受け付け可能となっておりますので、こちらに記載の教育総務課メールアドレス (gakumu@city.tsuchiura.lg.jp) までよろしくお願いたします。今日欠席の委員の方々にも資料をお送りして意見を伺いたいと考えておりますので令和4年1月7日までにご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。いただいた意見、質問については本日欠席の委員さんからのご意見等含めて集計し回答等含め配布いたします。